

論壇

トランプ米大統領は「米国の貿易赤字の削減」や「米国産業（特に製造業）の復興」などを目的に「日本からの全ての輸入品に課す新たな『相互関税』の税率を25%にする」と表明し、結果15%で合意した。

このトランプ関税だがB to B（企業対企業）、つまり、直接的には日本の輸出業者と米国の輸入業者、間接的には部品取引などの関係・関連企業や物的流通を含む企業などに、大きな影響を及ぼすものと考えられる。

沖縄（日本）から米国などの



高良 守

「トランプ関税」への対策

「海外小包」で適用除外に

海外へ商品を輸出する方法は基本的に2通りある。一つは先述のコンテナ船や航空機などを利用したB to B方式によるものである。この場合、特に3・11の東日本大震災以降「産地証明」や「検疫証明」など、公的・私的の輸出証憑が求められ、かつ、これら輸出証憑の取得にはデジタル庁の「GビズID」を介さなければならぬため、かなり複雑、かつ煩雑な実務作業が強いられる。

また、B to Bによる国際ビジネスは、国や輸出品によって、貿易相手国へ輸出品や加工施設などを事前に登録しなければならないなどの制約もあるため、域内中小および零細企業にとつては、ハードルがかなり高い。もう一つは、郵便局など国際

物流と輸出入通関が確立された業者によって「海外小包」として、小ロットで輸出する方法である。実は、このB to C（企業対消費者）的な「海外小包」による輸出については、現時点において、トランプ関税が適用されることはないものと考えられる。これは、800米以下の少額貨物に対して関税が免除されるデ・ミニミス・ルール（De Minimis Rule）が適用（2027年7月1日で廃止予定）されるためである。しかもこの「海外小包」輸出は、中小零細企業においても比較的容易に取り組むことができる。

この「海外小包」による越境ビジネスは、制度上、輸出還付金の対象となる。つまり、仕入

税額控除の対象となり、輸出した商品にかかった国内取引の消費税相当額分が事業者（輸出申告者）に戻ってくる。つまり、越境ビジネスの事業者は、販売時に消費税相当額分を差し引いた金額で販売することで、実質的に「免税販売」という差別化を図ることができる。かつ、従前の訪日外国人（インバウンド）の「携帯輸出」における免税購入物品の日本国内での消費や譲渡、転売といった脱税をも回避することができる。

一般的に「輸出企業」＝「大企業」というイメージがあるかもしれないが、輸出は決して大企業のみに限られた特権ではない。この小さな島国沖縄から全世界をマーケットにしたビジネスの芽出しを期待したいものである。

（豊見城市、沖縄国際大学沖縄経済環境研究所特別研究員、57歳）